



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 5 号 令和 8 年 9 月 2 9 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
5 2 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	情報政策課
5 3 ※	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	保健福祉政策課

【公布された条例等のあらまし】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第52号）
 - 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第53号）
 - 1 医療要否意見書の様式について、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 2 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。

徳島県規則第52号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成28年徳島県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「保護者等（」の次に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第53号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年徳島県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第10号の（裏）中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の様式第10号に相当する改正前の様式第10号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。